

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年8月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200028号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200043号

第1 結論

請求者のA社における平成18年2月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年2月から平成27年8月までの標準報酬月額については44万円から50万円とする。

平成18年2月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年2月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年2月1日から平成27年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成18年2月から平成27年8月までの期間に係る標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている支給額と相違しているので、給料支払明細書に記載されている支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳(写)、事業主から提出された源泉徴収簿並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び各月の報酬月額に見合う標準報酬月額又は標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(44万円)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の各月の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上記の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び各月の報酬月額又は本来の報酬月額から、50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 2 月から平成 27 年 8 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、平成 18 年 2 月から平成 27 年 8 月までの期間について、給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は各月の報酬月額若しくは本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は各月の報酬月額若しくは本来の報酬月額に見合う標準報酬月額を厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等により社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は請求者の平成 18 年 2 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200029号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月1日から平成12年5月1日まで

A社の事業主だった父の跡を継いで平成7年7月13日に同社の代表取締役となったが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間中は国民健康保険に加入したことはなく、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本及び従業員の陳述から、請求者が請求期間について同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間直前に厚生年金保険に加入していた事業所において健康保険任意継続被保険者資格を取得しており、当該事業所を管轄する全国健康保険協会B支部は、請求者の健康保険任意継続被保険者に係る資格取得日は平成8年3月30日、資格喪失日は平成10年3月30日、喪失理由は法定満了(2年経過)である旨回答していることから、上記期間については、A社の厚生年金保険被保険者資格取得届出を行っていなかったものと認められる。

また、請求者が請求期間当時に居住していたC市は、請求者の国民健康保険加入は平成10年3月30日、喪失は平成27年7月9日である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成9年9月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を最後に取得した者の取得年月日は平成6年5月1日であり、これ以降に資格取得した被保険者はいない。

加えて、請求者は、請求期間当時の資料はない旨回答している上、請求者がA社の社会保険関係事務を委託していたとする会計事務所の業務を引き継いだ税理士法人は、請求期間当時の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入手続及び

保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200051号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA大学B病院(現在は、C大学B病院)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までA大学B病院に技術補佐員として勤務していたが、国の記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和63年3月31日と記録されているため、同年3月分が年金の未加入期間となっている。調査の上、当該喪失年月日を昭和63年4月1日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年3月31日までA大学B病院に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者から提出された請求者に係る異動内容の通知書「A大学B病院長通知」(昭和63年3月31日付け 任命権者 A大学長)によれば、「昭和63年3月30日限り退職した」と明記されていることが確認できる上、C大学が保管する請求者に係る人事記録(乙)によると、「昭和62年4月1日 技術補佐員(A大学B病院)に採用する 任期は1日とするただし、任命権者が別段の措置をしない限り昭和63年3月30日まで任用を日日更新し以後更新しない」、「昭和63年3月30日限り退職した」及び「昭和63年3月30日 退職手当として金*円を支給する(34令附則第*項)」と記載されていることが確認できる。

また、C大学は、請求者の請求期間について、請求内容どおりの届出を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していないと回答している。

さらに、請求者は同僚の氏名等を記憶していないとしていることから、請求期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する者8名を抽出し照会したところ、6名から回答が得られたものの、請求者のことは覚えていないとしており、給与明細書も保管していないと回答している上、請求者が請求期間当時に居住していたとするD市は、請求期間当時の課税資料について、保存期間7年を経過しており提供できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。